

2026年04月

第104回

会社設立物語(04)〜いざ独立

4月は桜の季節だ。

4月10日が3月支払分源泉所得税の納付期限、4月末が納付目的月3月分社会保険料の納付期限だ。うちの会社が8月決算法人なら、4月末までに中間申告納付(法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)の必要がある。

たまたま年度初め々に独立した。あつ貯金をするタイプではなかったがカネは無いが、幾ばくかの退職金で数ヶ月はしのげるし、先に独立した先輩から、御祝儀的な仕事の紹介があり、有難かった。でも、事務所を借りて維持するだけのカネは無いから、初めは自宅兼事務所だ。一刻も早く別に事務所を持ちたい。

この頃はカネが惜しくて司法書士や税理士に頼んでいたので、関係各所に提出する書類の作成が物凄く大変だった。カネを惜しんだからこうなったが、やはり専門家に頼むべきだった。自分でやる事はお勧めしない。

[法務局]

株式会社設立登記申請書、登記すべき事項、登録免許税の収入印紙貼付台紙、認証済み、定款の謄本、設立時取締役の就任承諾書、印鑑証明書、本人確認証明書、資本金の払い込みを証明できる書面、印鑑在書

[税務署]

法人設立届出書、青色申告の承認申請書、給与支払事務所等の開設届出書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

[都道府県]

都道府県法人設立届出書

[市町村]

市町村法人設立届出書 (東京都23区は不要)

[労働基準監督署]

適用事業報告書、労働保険関係成土届、労働保険概算保険料申告書

[ハローワーク]

雇用保険被保険者資格取得届、雇用保険適用事業所設置届

[年金事務所]

健康保険、厚生年金保険新規適用届、新規適用事業所現況書、被保険者資格取得届

いざ独立すると、事務作業が意外に多く、1円の売上にもならないので、少し焦った。

江幡 淳